



地域を守る『消防団』



～自分のまちを災害から守るために「消防団」がある～



★消防団と消防署の違いは？

消防団は、占冠村に「住んでいる又は働いている」人によって構成される市町村の消防機関です。一人ひとりがそれぞれの仕事を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という心で様々な活動を行っています。

消防団は「非常備の消防機関」として「常備の消防機関」である消防署と連携して地域を守ります。

★消防団の主な活動は？

○災害時

火災や大規模な災害の発生時に、地域住民の生命・身体及び財産を守るため、消防団は、様々な活動を行います。

○平常時

多様化する火災や災害に適切に対応するために、消防団員の知識習得と技術向上は必要不可欠です。そのため、消防団員は定期的に訓練に励んでいます。



★消防団員の処遇は？

年額報酬や出動手当が支給され、退職した場合は、勤続年数等に応じて退職報償金が支給されます。また、消火活動中に不慮の事故による死亡や負傷等が起きたときに備え公務災害補償制度が設けられています。



消防団には地域の皆さんの力が必要です

現在、占冠消防団では消防団員の欠員があります。災害のない安全で明るい住みよい街づくりのために、あなたの力をお貸しください。

【入団申し込み・問い合わせ】

富良野広域連合富良野消防署占冠支署
庶務係 電話0167-56-2119



救急出場状況 (1月分)

急病	2件	(2人)
交通	1件	(0人)
一般負傷	11件	(11人)
転院搬送	2件	(2人)
その他	2件	(1人)
1月計	18件	(16人)
累計	18件	(16人)

※ ()内は搬送人員

国民年金付加（ふか）年金制度をご存知ですか？

国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々 400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。



お手続き

届出用紙に必要事項を記入し、役場保健福祉課戸籍担当、または旭川年金事務所（電話0166-27-1611）にご提出ください。

付加保険料の納め方 ～付加保険料は申し出た月分からお支払いしていただくことになります～

- 月々の保険料を納付書で納める場合
後日送付される付加保険料込みの納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
- 国民年金保険料を前納で納付済みの場合
後日送付される付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
- 月々の保険料を口座振替（クレジット）で納める場合
ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落としされます。
ただし、金融機関等への手続きの関係で、申出後 1 か月から 2 か月は付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく場合もございます。

保健福祉課戸籍担当 電話56-2123

スリップ事故防止のポイント

- 悪天候 ↓ 凍結道路 ↓ スリップ
 - 対向車とすれ違うときやカーブの手前では、早めに十分減速をする。直前での強いブレーキはスリップの危険性が高いので気をつけましょう。
 - 車間距離は長めにとって運転に余裕をもつ！
 - 視界不良時は早めに徐行、安全速度を保つ！
 - 無理な追越しは絶対にしない！
- 路面乾燥？
いいえ、ブラックアイス
バインです！**
- 「凍結道路は減速運転！シートベルト全席着用！」
冬の天候、路面は変りやすく、最大限の注意が必要です。
- 凍結路面でも車をしっかりコントロールできるように、スピードをしっかりと落とし走りましょう。
 - 吹雪で視界不良になった場合は、しっかりと前を見て速度を減速し、ひどい場合は安全な場所に一時退避してください。
 - カーブでふいに対向車が現れても、あわてて強いブレーキを踏まないで、ゆっくり減速

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです ゼロ
 続けよう交通事故死 **0** の日
 平成19年2月21日から

2192
日

S S 平成25年 2月20日現在

冬道での追い越しは事故に直結

● 事例
 ● 日時 1月10日（木）
 午前8時30分頃
 ● 場所 旭川市江丹別町 道道

● 概要
 普通乗用車を追い越した軽四乗用車が、対向車のタンクローリと正面衝突、押し戻され、普通乗用車とも衝突。軽四乗用車を運転していた男性（21歳・出勤途中）が車外に放出し死亡！

このような痛ましい事故が発生しております。
 「冬道は、見えない、滑る、曲がれない、止まらない」この事をしっかりと認識して天候路面状況に適した安全速度での運転に心掛けてください。

いつも
ブレーキの準備を！